

西脇市と神戸芸術工科大学の就職支援に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と神戸芸術工科大学（以下「乙」という。）は、地域経済を支える人材の育成及び確保に向け、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が市内の企業による就職イベント等に関し相互に連携及び協力を努め、学生の就職活動を支援することにより、乙の西脇市出身学生を中心にU・I・Jターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携し、協力する。

- (1) 学生に対する市内の企業情報、各種就職イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う就職相談会、企業説明会等に関すること。
- (3) 保護者向けの就職セミナーの開催等に関すること。
- (4) 学生のU・I・Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- (5) 市内企業等における学生のインターンシップ受入支援に関すること。
- (6) その他学生のU・I・Jターン就職促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定期間中はもとより終了後も第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成29年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年更新されたものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に掲げる事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月27日

甲 西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長 片 山 象 三

乙 神戸市西区学園西町8丁目1番1号

神戸芸術工科大学

学 長 齊 木 崇 人